

(問) 柔軟仕上げ剤などの家庭用品へのマイクロカプセルの使用を禁止してください。

(答)

海岸漂着物処理推進法の基本方針において、マイクロプラスチックについては、「微細なプラスチック類のことで、一般に5mm以下のものを言う」との定義を用いており、ご指摘のマイクロカプセルについても含まれうると考えております。マイクロカプセルを含むマイクロプラスチックについてはその環境影響など未解明の部分が多いことから、最新の科学的知見や国際的な動向等に関する情報収集に努めてまいります。

環境省水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室

環境省大臣官房環境保健部環境安全課